



2022年2月15日

各位

会社名 株式会社 ジェイ エイ シー リクルートメント
代表者名 代表取締役会長兼社長 田崎 ひろみ
(コード番号：2124 東証第一部)
問合せ先 代表取締役副社長 管理本部長 服部 啓男
(TEL：03-5259-6926)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しました。また、これに伴い、本制度に関する議案を2022年3月24日開催予定の第35期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本日開示いたしました「監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更及び役員の異動に関するお知らせ」にありますとおり、本株主総会で承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。本制度は、当社の監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象として、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度であります。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2019年3月22日開催の第32期定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額1,000百万円以内とご承認をいただいております。また、2016年3月24日開催の第29期定時株主総会において、上記報酬枠とは別に、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を年額150百万円の範囲内で発行することをご決議いただいておりますが、本株主総会では、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役それぞれの報酬額を新設するとともに、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記報酬枠とは別枠にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定であります。

なお、本制度の導入は、本株主総会で監査等委員会設置会社への移行が承認可決されることを条件としております。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、「毎期付与型株式報酬」として年額40百万円以内、「一括付与型株式報酬」として年額200百万円以内、合わせて年240百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。ただし、「一括付与型株式報酬」の報酬枠は、原則として、10事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には、1事業年度当たり20百万円以内での支給に相当すると考えております。また、当社が

新たに発行又は処分する普通株式の総数は、「毎期待与型株式報酬」として年2万株以内、「一括付与型株式報酬」として年10万株以内、合わせて年12万株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。ただし、上記のとおり、「一括付与型株式報酬」に係る金銭債権は、原則として、10事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には、1事業年度当たり1万株以内の付与になると考えております。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、東京証券取引所の定める独立役員で構成される独立役員会への諮問を経て取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以 上